

下松市工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条（入札金額の内訳の提出）及び第13条（各省各庁の長等の責務）の規定に基づき、下松市が発注する工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 下松市が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するものについて、工事費内訳書（様式第1号又は様式第2号）の提出を求めるものとする。ただし、単価入札に係るもの及び業務委託に係るものは除くこととする。

(周知)

第3条 入札参加者への周知は工事費内訳書の提出を求める工事である旨を入札通知書において明らかにするものとする。

(提出方法)

第4条 入札参加者は入札時に、工事費内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。ただし、再度入札については、工事費内訳書の提出は不要とする。

(様式)

第5条 工事費内訳書は、様式（様式第1号又は様式第2号）に掲げるものを標準様式とする。ただし、次の各号のそれぞれを満たす内容が記載されたものについては、工事費内訳書として提出することができる。

- (1) 入札参加者名及び工事名が記載されていること
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費が記載されていること
- (3) 工事価格と入札金額が一致していること
- (4) 工事費内訳書の工事価格と各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の合計金額が一致していること
- (5) その他下松市より指定された内容が記載されていること

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出のない場合
- (2) 工事費内訳書が複数提出され、当該入札の工事費内訳書が特定できない場合
- (3) 第4条の提出方法によらずに提出された場合
- (4) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができない場合
- (5) 入札参加者名の記載のないもの又は相違がある場合
- (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していない場合
- (7) 工事費内訳書の工事価格と各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の合計金額が一致していない場合
- (8) 工事費内訳書の各項目が、第5条により下松市が指定した記載項目を満たしていない場合
- (9) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のある場合
- (10) 値引きの記載がある場合

(11) その他工事費内訳書に不適切と思われる記載又は不備がある場合

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

様式第 1 号

入札番号

工事費内訳書（建設工事用）

年 月 日

下松市長 様

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者名

工事名

上記工事の入札金額について、次の工事内訳により積算しています。

単位：円 税抜き

項 目	金 額
直接工事費（A）	
共通仮設費（B）	
現場管理費（C）	
一般管理費等（D）	
合計金額 （A + B + C + D）	

<注意事項>

- ・この様式は、入札書提出時に入札書と併せて提出すること
- ・各項目について消費税抜きの金額を記載すること
- ・各項目に空欄又は0円の記載がないこと
- ・内訳書の合計金額と入札金額は一致すること

様式第2号

入札番号

工事費内訳書（土木系設備工事用）

年 月 日

下松市長 様

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者名

工事名

上記工事の入札金額について、次の工事内訳により積算しています。

単位：円 税抜き

項 目	金 額
機器費（A）	
直接工事費（B）	
共通仮設費（C）	
現場管理費（D）	
一般管理費等（E）	
合計金額 （A + B + C + D + E）	

<注意事項>

- ・この様式は、入札書提出時に入札書と併せて提出すること
- ・各項目について消費税抜きの金額を記載すること
- ・各項目に空欄又は0円の記載がないこと
- ・内訳書の合計金額と入札金額は一致すること